

資料13-1 町長等の応急公用負担一覧表

処分権者	条 件	範 囲	補 償 等	根拠法令
水防管理者 水防団長 消防署長	水防のため緊急の必要があるとき、水防の現場において	1. 必要な土地を一時使用すること 2. 土石、竹木、その他の資材を使用し、若しくは収用すること 3. 車両その他の運搬用機器を使用すること 4. 工作物その他の障害物を処分すること	水防管理団体は、損失を受けたものに対し、時価により補償する。	水防法 第28条
消防職員 消防団員	消火もしくは延焼の防止又は、人命救助のため必要があるとき	1. 火災が発生しようとし、又は発生した消防対象物を使用し、処分し又はその使用を制限すること 2. 上記の消防対象物のある土地を使用し、処分し又はその使用を制限すること		消防法 第29条 第1項
消防署長	火勢、気象の状況その他周囲の事情から合理的に判断して延焼防止のためやむを得ないと認めるとき	延焼の虞がある消防対象物及び土地を使用し、処分又はその使用を制限すること		消防法 第29条 第2項
消防署長	消火もしくは延焼の防止又は、人命救助のために緊急の必要があるとき	上記以外の消防対象物及び土地を使用し、処分又はその使用を制限する	町長は損失補償の要求があったときは時価により補償する。	消防法 第29条 第3項 第4項
町 警 察 官	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき	1. 他人の土地、建物その他の工作物を一時使用すること 2. 土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用すること	町長は処分により通常生ずるべき損失を補償する。	災対法 第64条 第1項、 第82条
町 警 察 官	同上	現場の災害を受けた工作物又は物件で応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をとること	町長は、当該工作物を保管しなければならない	災対法 第64条 第2項
町 警 察 官	災害が発生するおそれのあるとき	災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備、物件の除去、保安その他必要な措置を占有者に指示すること		災対法 第59条

余 白